

国 総 動 第 3 号
平成15年4月9日

社団法人 高層住宅管理業協会会長 殿

国土交通省総合政策局長

マンションの管理委託契約に係る標準管理委託契約書について

マンションの管理委託契約に係る契約書については、これまで昭和57年に住宅宅地審議会より答申された「中高層共同住宅標準管理委託契約書(以下「標準管理委託契約書」という。)」及び「中高層共同住宅標準管理委託契約書コメント(以下「標準管理委託契約書コメント」という。)」を、標準的な管理委託契約書とし、契約を締結する際の指針として活用されるよう通知してきたところである(昭和57年5月21日建設省計動発第69号・建設省住民発第31号)。

今般、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(平成12年法律第149号)(以下「マンション管理適正化法」という。)が平成13年8月1日に施行され、マンションの管理委託契約に関する様々な規定が整備されたこと、また、標準管理委託契約書が制定されてから既に長期間を経過し、委託業務の内容や処理方法等多様化していること等の状況を踏まえ、表題を「マンション標準管理委託契約書」と改め、自動更新条項を削除し、出納業務に係る財産の分別管理(通帳・印鑑の管理、収納方式等)について詳細に規定する等、別添1のとおり改訂を行った。

また、「標準管理委託契約書コメント」についても、標準管理委託契約書の改訂に即して標準管理委託契約書各条文の考え方を新設、補足する等、別添2のとおり改訂を行った。

については、今回の改訂の趣旨を踏まえ、マンションに係る管理委託契約を締結する場合には、これらを指針として活用するよう、貴団体加盟の業者に対して周知徹底されたい。

なお、本件に関しては、別添3(略)のとおり各地方整備局長等あて通達、別添4(略)のとおり各都道府県知事あて及び各政令指定都市の長あて通知したので、参考までに送付する。